

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(18) （略）</p> <p>(19) (一)―(三R・四R・五S)―四―アセトアミド―五―アミノ―三―(二―エチルプロポキシ)シクロヘキセー―エン―一―カルボン酸 エチルエステル（別名オセルタミビル）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>(20)   (二R・三R・四S)―三―アセトアミド―四―グアニジノ―二―「(一R・二R)―二―ヒドロキシ―一―メトキシ―三―(オクタノイルオキシ)プロピル」―三・四―ジヒドロ―二H―ピラン―六―カルボン酸又は(二R・三R・四S)―三―アセトアミド―四―グアニジノ―二―「(一S・二</p>	<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(18) （略）</p> <p>(19) (一)―(三R・四R・五S)―四―アセトアミド―五―アミノ―三―(二―エチルプロポキシ)シクロヘキセー―エン―一―カルボン酸 エチルエステル（別名オセルタミビル）、その塩類及びそれらの製剤</p>

R) —三—ヒドロキシ—一—メトキシ—二—(オクタノイル  
オキシ)プロピル—三—四—ジヒドロ—二H—ピラン—六  
—カルボン酸(別名ラニナミビルオクタノール酸エステル)及び  
それらの製剤

(21)|

九—(四—アセトキシ—三—アセトキシメチルブチル)—  
二—アミノプリン(別名フアムシクロビル)及びその製剤

(22)|  
↳  
(619)|

(略)

(20)|

九—(四—アセトキシ—三—アセトキシメチルブチル)—  
二—アミノプリン(別名フアムシクロビル)及びその製剤

(21)|  
↳  
(618)|

(略)